

料金後納
郵便

郡上市商工会だより

2021.3 発行第 144 号

郡上市商工会

郡上市八幡町島谷 130 番地 1

☎66-2311 FAX 66-2312

ゆうメール

HP: <http://www.gujo.ne.jp/shoko/> Email: gujo@ml.gifushoko.or.jp Facebook: <https://www.facebook.com/gujoshoko/>

販路開拓のチャンス!

公募予告

小規模事業者持続化補助金

- 新たな顧客獲得のためにチラシを作りたい… ● 商品パッケージデザインを一新したい…
- 商談会や展示会に出展したい ● ホームページを作り替えたい…
- お客を呼び込む看板に作り替えたい…

★ 経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、小規模事業者による創意工夫を凝らした地道な販路開拓等に要する経費の 2/3 を補助します。

● 補助金は誰が利用できるの?・・・ 対象者：郡上市内で事業を営む小規模事業者

※小規模事業者とは

卸売業・小売業	常時使用する従業員数	5 人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員数	5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員数	20 人以下
製造業その他	常時使用する従業員数	20 人以下

● 補助金の金額・補助率は?

1 件当たりの補助上限額：50 万円（補助率 2/3）

● 補助金の対象となるのはどういう経費!

- ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費
⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪委託費 ⑫外注費

新設

『低感染リスク型ビジネス枠』



対象：小規模事業者 等

補助上限：100 万円（補助率：3/4） *補助金総額の 1/4 以内(最大 25 万円)を感染防止対策費に充当可能

* 緊急事態宣言の再発令に伴い、補助金総額の以内 1/2（最大 50 万円）を『感染防止対策費』として申請可能

『感染防止対策費』…消毒、マスク、清掃/飛沫防止対策（アクリル版・透明ビニール等）/換気設備/

その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティー用品、体温計・サーモメータ・キレシステム等）

要件：緊急事態宣言の再発令によって令和 3 年 1~3 月のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年同月比で 30%以上減少している場合

想定される活用：飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入など

※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のための HP 作成等は通常枠の持続化補助金のみで対象。

※募集期間・公募締切につきましては決定次第お知らせします。

労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（これを『保険年度』といいます。）の1年を単位として計算することになっています。その額は、すべての労働者の「賃金総額」にその事業に定められた「保険料率」を乗じて算出されます。

具体的には、まず、保険年度の当初に概算保険料を決めて納付（徴収法第15条）しておき、保険年度の末に賃金総額が確定したところで精算（徴収法第19条）するという方法をとっています。

したがって、事業主は新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続と、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きとを同時にすることになります。これが「年度更新」手続です。

この年度更新の手続は、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。

なお、**労働保険事務組合（商工会）に事務委託をしている事業主の方は、3月末頃に年度更新の書類を郵送いたします。提出期日は4月20日(火)**です。遅れないようにご提出をお願いいたします。

※ご不明な点は、当事務組合（郡上市商工会 ☎66-2311）へお問い合わせください。

【令和3年4月1日より価格の総額表示が義務化となります】

平成25年10月から、価格の「総額表示義務の特例」により税抜表示が認められていましたが、令和3年4月1日からは消費税を含めた総額表示が義務化されます。

消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられます。ただし、事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません。

令和3年3月末までの特例（税別表示）

本体価格が10,000円の商品の場合
 10,000円（税別） 10,000円（税別価格）
 10,000円（税抜） 10,000円（税抜価格）
 10,000円（本体価格） 10,000円+税
 10,000円+消費税
 料金表・メニューブックに「※表示価格は税別です。」「※価格は全て税抜価格です。」等と表記する。 etc...

令和3年4月1日以降は税込表示が義務化

本体価格が10,000円の商品の場合
 11,000円
 11,000円（税込）
 11,000円（税抜価格10,000）
 11,000円（うち消費税額等1,000円）
 11,000円（税抜価格10,000円、消費税1,000円）
 11,000円（テイクアウトの場合10,800円）
 10,000円（税込11,000円） etc...

《参考：飲食店のテイクアウト価格表示について》

テイクアウトについて具体的な表示方法は3パターンあります。

その①テイクアウト（8%）と店内飲食（10%）の両方の税込価格を表示する。

その②テイクアウト（8%）と店内飲食（10%）のどちらか片方だけの税込価格を表示する。

その③テイクアウトも店内飲食も同じ税込価格にする（テイクアウトの本体価格を実質値上げする）。

→商品の価格は、お店が自由に決めることができるので、テイクアウトの税抜価格を値上げする事で、店内飲食と税込価格を同じにすることが可能です。例えば、店内飲食では税抜1,000円（税込1,100円）のものを、テイクアウトでは税抜1,018円（税込1,100円）として提供する方法です。ただし、お客様から聞かれた場合に「テイクアウトは包装コストを上乗せしている」など合理的な説明が必要となります。